

平成26年太宰府市議会第4回(12月)定例会  
総務文教常任委員会会議録

平成26年12月5日(金)

福岡県太宰府市議会

## 1 議 事 日 程

〔平成26年太宰府市議会第4回定例会 総務文教常任委員会〕

平成26年12月5日

午前10時00分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第54号 太宰府市一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第2 議案第55号 太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第3 議案第56号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第57号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第58号 太宰府市職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第59号 太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第60号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第61号 太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第62号 太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第65号 平成25年度太宰府市一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第11 陳情第7号 中学校の専任司書に関する陳情書

## 2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	門 田 直 樹 議員	副委員長	渡 邊 美 穂 議員
委員	福 廣 和 美 議員	委員	不 老 光 幸 議員
〃	藤 井 雅 之 議員	〃	長 谷 川 公 成 議員

## 3 欠席委員は次のとおりである

な し

## 4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

総務部長	濱 本 泰 裕	市民福祉部長	中 島 俊 二
教育部理事	堀 田 徹	会計管理者	今 泉 憲 治

議会事務局長	篠原 司		
総務課長	友田 浩	経営企画課長	山浦 剛志
文書情報課長	百田 繁俊	公共施設整備課長	原口 信行
防災安全課長	宮原 広富美	管財課長	久保山 元信
税務課長	吉開 恭一	納税課長	伊藤 剛
社会教育課長	井上 均	中央公民館長 兼市民図書館長	木村 幸代志
文化財課長	菊武 良一	学校教育課長	森木 清二
監査委員事務局長	渡辺 美知子	会計課長	緒方 扶美
議事課長	櫻井 三郎		

**5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）**

書記 山浦 百合子

開 会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 皆さん、おはようございます。

それでは定足数に達しておりますが、福廣議員がまだ見えてないのですが、これより総務文教常任委員会を開会いたします。

日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。

それでは、ただちに議案の審査に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第1から日程第5まで一括議題

○委員長（門田直樹委員） お諮りします。

日程第1、議案第54号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」から、日程第5、議案第58号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

○委員長（門田直樹委員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（友田 浩） 審議前でございますが、こちらの方からお詫び申し上げたいと思います。

議案書の8ページの議案第54号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」から16ページの議案第58号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の提案理由部分の人事院の給与勧告の日付に誤りがございましたので、議員さんの分につきましては先ほど訂正をさせていただきましたが、この場をお借りしましてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。日付は8月7日が正式でございました。

それでは関連がございますので一括してご説明申しあげます。

今回の改正につきましては、本年8月7日の人事院の給与勧告に伴いまして、公務と民間の給与比較におきまして、月例給、特別給のいずれも民間が公務を上回っていることが明らかとなったことから、月例給につきましては、給料表の引上げ改定等を行うとともに、特別給（ボーナス）についても、年間で0.15月分引き上げる内容の勧告がなされました。

太宰府市におきましても、これまで国家公務員の例に準じた内容で改正を行ってきております。今回も勧告に準じて条例を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、本年4月によります民間給与が公務員給与を上回っていることが判明したことから、マイナス較差を解消するため、今回、給料表を改定するとともに、あわせて4月からの較差相当分を、差額で調整し増額するものでございます。

2点目は、期末・勤勉手当についてでございます。これにつきましては、議会の議員、特別職及び教育長の期末手当につきましても同様でございます。12月の支給割合を、現行の1.55月か

ら0.15月増額し1.7月とするものであります。これにより、年間に支給されます期末手当は、2.95月から0.15月を増やした3.1月となります。

次に、一般職の職員の期末・勤勉手当額につきましては、現行の3.95月から0.15月分引き上げまして、4.1月とするものでございます。

内訳といたしまして、12月における勤勉手当の支給割合を0.675月から0.15月を増やしまして0.825月といたすものでございます。

議会の議員、特別職及び教育長の期末手当につきましても、給与と同様に、差額で調整し増額いたします。また、一般職、再任用の期末勤勉手当につきましても、同様でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから一括して質疑を行います。委員におかれましては、議案第何号に対する質疑かを明確にしてから発言をお願いします。

質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 確認なのですが、議案書の9ページで、第6条第1項中1号給、2号給、3号給、4号給があって次にこれを、また下のこれに直すと書いてあるのですが、2号給426,000円と書いてありますよね。条例改正新旧対照表を見ていただきたいのですが、改正案には2号給のところそのまま424,000円と書いてありますが、これは訂正ではないかと思うのですが。確認していただいてよろしいですか。このまま認めてしまうとここだけ変わらんごとなるんじゃないかなと思うのですが。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（友田 浩） ご指摘のとおり426,000円が正しいです。すみません。申し訳ありません。

○委員長（門田直樹委員） 対照表が、間違っって…。

○総務課長（友田 浩） 新旧対照表が…。はい、すみません。

○委員長（門田直樹委員） よろしいでしょうか。その辺の訂正をお願いしておきます。

はい、藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 議案54号に関連して伺いますけども、任期付職員の方の今の人数を、お願いします。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（友田 浩） 現在任期付職員につきましては、3名でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 3名ということは調理員さんと理解してよろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（友田 浩） 調理員でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

まず、議案第54号「太宰府市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について」意見交換を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから議案第54号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第54号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第54号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成4名 反対0名 午前10時06分）

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 次に、議案第55号「太宰府市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」意見交換を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから議案第55号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第55号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成4名 反対0名 午前10時07分）

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 次に、議案第56号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一

部を改正する条例について」意見交換を行います。ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで意見交換を終わります。

これから議案第56号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第56号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成4名 反対0名 午前10時07分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に、議案第57号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」意見交換を行います。ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで意見交換を終わります。

これから議案第57号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第57号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成4名 反対0名 午前10時08分)

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長(門田直樹委員) 次に、議案第58号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」意見交換を行います。ご意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで意見交換を終わります。

これから議案第58号の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

よって、議案第58号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成4名 反対0名 午前10時08分)

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第6 議案第59号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第6、議案第59号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(吉開恭一) 議案第59号「太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例」について、ご説明申し上げます。

資料は、議案書の22、23ページ及び条例改正新旧対照表の15ページでございます。

この件につきましては、11月11日の定例議員協議会の中ですでにご報告させていただいておりますが、10月30日付で税制審議会から答申をいただきまして、審議結果が3年継続することが望ましい、という内容でございましたことから、答申を尊重いたしまして適用期間を3年延長させていただきたく、条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表15ページの附則第2項の適用期間につきまして、改正案のように3年後の平成30年5月22日に改正させていただくものでございます。改正点はこの箇所のみでございます。

なお、この度の税制審議会では、歴史と文化の環境税に対しまして11年間の取り組みを振り返っていただきまして、一定の評価をいただいたものと受け止めておりますが、一方で、否定的な意見もございましたので、そのような意見につきましては真摯に受け止めて、関係者に対しましてより一層の周知に努め、意見聴取などを行いながらご理解を得られますよう今後努力してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(門田直樹委員) 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

渡邊副委員長。



○副委員長（渡邊美穂委員） 現状を教えてくださいのですけど。今コインパーキングがだんだん増えてきているように思うのですね。私が使うところは、最初に500円をとって、おそらくそこは歴史と文化の環境税の看板が立ててあるのでその中から出してあると思うのですが、そうではない30分100円とかのシステムでやっているところがあるのかということと、そういうふうに行っているところは歴史と文化の環境税に対してどのような対応をされているのかを教えてくださいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） コインパーキングの方ですけども、確かにおっしゃるように今、箇所数が増えてきております。それで、料金の設定については、市の方からこういう形でしてくださいということは、それぞれの経営者のご判断等がありますので、時間の刻みの問題ですとか、料金ですとかそのところは私どもの方から指定というか、指示、そういうことをしているわけではございません。ただ、ご相談がありました際には、例えば最初の刻みの中に100円分の料金を加算しておいていただけないでしょうかと、そういうふうな形で私どもの方は、指導させていただいておるところでございます。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 現状はどうですかね。そうではないところもあると思う。30分100円とかで行っているところは、それで100円とったら儲けがなくなるわけだから、そういったところも出てきているのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 確かにおっしゃるように30分100円という刻みのところが、何箇所かあるようには存じます。その点につきましては、私どもといたしましても細かい内容について把握しているわけではございませんけれども、一般的に駐車されて、大体2時間程度が平均的な駐車時間だというふうになっておりますので、その中で対応していただいているものというふうには理解しております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 歴史と文化の環境税の予算か決算で聞けばよかったのかなと思うのですが、答えられる範囲でお答えいただきたいのが、俗にいう駐車場税という言い方もしますけれども、天満宮近隣の駐車場だけではなくて、例えば駅前にある有料化している自転車の駐輪場からも徴収がされてますよね。そういったところから徴収した環境税の使い道は、駐輪場がある地域の自治会ですとか、そういう部分への何か希望等があれば、何か事業としての使い道や現状を考えていただく方法というのはあるのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 天満宮さん、固有名詞を出しては失礼だと思いますが、その周辺の駐車場がほとんどであるということは、間違いございません。それで、それ以外のところだと、西鉄

二日市駅周辺、JR都府楼南駅周辺、そういったところで駐輪場という形で歴文税のほうをいただいているところがございます。具体的にそこでのご要望というのは今まで私どもの方でご意見をいただいたということがございませんでしたので、今回の議員さんのご質問に対しまして改めてそういうことを配慮しなくてはいけないのかなというところで受け止めているところがございます。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 主は、天満宮、固有名詞はあれですけども、大部分がそういったところの周辺の現状の使われ方で問題は私はないのかなと思ってますけれども、自転車の駐輪場ですから金額もそんなに大きくはないとも思いますけれども、広い範囲のところ徴収がされている部分もありますので今後使い道といいますか、使えるか使えないかは検討の課題ではあると思いますので、一度検証していただきたいということを要望しておきたいと思います。

答弁は結構です。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

それでは、私から1点だけ。市長の提案の説明の中では、検討時期にきたので、4回の審議会をお願いして、4回目に答申、続けるべきだと、3年が望ましいと言うふうなことのみ申されたのですが、今税務課長の補足説明の中で、関係者に対して十分な配慮をしていくということがありましたので、その点は大きく理解が進んだと思います。

ところで、藤井委員の質問とも関係あるのだけれども、今更ながらの感じだけど、一言で言うところコインパーキングですが、今あちこち出来ているんですね。私の近くにも出来ているのだけれども、コインパーキングだろうが何だろうが、市内全域例外なく対象になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 税条例上は、非課税の取扱いというのがございますが、対象区域は市内全域であることは、この税条例上間違いございません。ですから、非課税に該当しないものは全て対象ということで税をいただいております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 土地利用の問題で、近隣市との関係などもあるので、今後の検討課題とは思いますがね。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで、意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

従って、議案第59号は、可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成4名 反対0名 午前10時17分)

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第7 議案第60号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」

○委員長(門田直樹委員) 次に議案第60号、「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部からの説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(吉開恭一) 議案第60号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

資料は議案書24、25ページ、それから条例改正新旧対照表の16、17ページでございます。

本市では、固定資産税の課税資料といたしまして土地台帳及び家屋台帳という紙の簿冊を備え付けており、広く市民の閲覧に供してまいりました。

この台帳には土地・家屋の所有者の氏名や住所のほか、地目や面積、所有権の移転に係るような情報なども記載されております。所有者や納税者以外の方に公開することは、個人情報の取扱いとして適切とは申せない状況でございました。

このため、個人情報の保護及び課税情報の適正利用の観点から閲覧を廃止し、今後、土地台帳、家屋台帳に記載しておりました登記情報につきましては電算管理の方に登録いたしまして、所有者等には電算管理の課税台帳により情報提供することといたします。

今回の改正によりまして、太宰府市手数料条例に定める閲覧手数料の項目を削除する必要があるため条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表の別表の24及び25の項を削除いたしまして、26から44までの項を2項ずつ繰り上げるものでございます。

なお、本条例の施行日は、議案書25ページの附則のとおり、平成27年1月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

次に討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで討論を終わります。採決を行います。

議案第60号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

よって、議案第60号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成4名 反対0名 午前10時19分）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第8 議案第61号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」

○委員長（門田直樹委員） 日程第8、議案第61号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

執行部の補足説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 議案第61号「太宰府市立学童保育所設置条例の一部を改正する条例に」についてご説明申し上げます。

議案書は、26、27ページでございます。条例改正新旧対照表につきましては18ページでございます。

今回の改正は、児童福祉法の改正に伴い、保育所に入所することができる対象が、今までの1年生から3年生までの保育に欠ける児童から小学校に在籍し、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に変わったためであります。

入所の要件（第4条）のとおり条例の一部を改正するものであります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） 改正の部分で、4年生から6年生までできるという文言が外されたのですが、これはなにか意図があつて外したのでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 学年はもう関係ございませんで、対象が小学校に在籍する児童全てということで、学年を省いております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 渡邊副委員長。

○副委員長（渡邊美穂委員） では、確認しますけれども、これは今までの条例案よりもむしろ門戸を広げたというふうに解釈してよろしいわけですね。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 門戸を広げた形になっております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

長谷川公正委員。

○委員（長谷川公成委員） 新旧対照表の文言で保護者が労働等により昼間家庭にいない児童というふうにあるのですが、労働はわかるのですが、例えば保護者の親の介護で昼間いないとか、そういった方も当然入ると思うのですが、例えば入所の手続きをするときに、保育園だったら勤務表とか提出してくださいとかそういうのもあると思うのですが、学童保育所の場合はそういったものも提出義務はあるのですか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 今質問がございました件ですけれども、一応昼間でも労働等以外の関係で子供の面倒をみれないという場合につきましては、資料によりまして提出いただいております。

○委員長（門田直樹委員） 長谷川委員、よろしいですか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公成委員） 労働されている方も勤務表の提出を義務付けているということですね。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 保育所と同じように勤務表の提出をいただいております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。他にございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 条例の施行後の話になるかと思うのですがけれども、今現在の認識として担当課としては、この条例が可決され平成27年4月1日から施行するというふうにありますけれども、これによって学童保育への入所が増えるというふうに考えておられるのかというのが1点と、もし仮にそういうことであるならば学童保育所の設備ですとか、ハードの部分、ソフトの部分含めた設備の対応、あと指定管理で運営されていますけれども指導員さんの確保等、指定管理先とどういふふうに対応されていくのか、現状で話せることで結構ですので、答弁をお願いします。

す。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 現状平成27年度以降増える見込みで4年生から6年生、現在でも若干の申し込みはございますけれども、小学校に在籍する児童全てになりますので、増える見込みで教育委員会としては4月以降対応するような予定でございます。もちろん、施設の改修、あるいは新規に施設を増設するとか、そういった形で対応を考えております。

以上でございます。

（「指定管理」と呼ぶ者あり）

○学校教育課長（森木清二） 指定管理に委託しておりますので、指導員につきましても人数に対応する指導員の確保も行ってまいる予定でございます。

○委員長（門田直樹委員） いいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 採決を行います。

議案第61号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

従って、議案第61号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

（可決 賛成4名 反対0名 午前10時26分）

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第9 議案第62号「太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」

○委員長（門田直樹委員） 次に日程第9、議案第62号「太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」を議題とします。

執行部からの説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 議案第62号「太宰府市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について」ご説明申し上げます。

議案書は、28、29ページでございます。その他に、机上に国の基準を置かせていただいております。

ます。

児童福祉法第34条の8の2第1項の規定に基づき、国の定める基準を踏まえ、市が実施する放課後児童健全育成事業について、設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するものです。

なお、この事業の設備及び運営に関する基準につきましては平成26年4月30日厚生労働省令第63号の規定による基準のとおりと致します。

但し、附則2（経過措置）で当分の間、省令第9条第2項及び第10条第4項の規定は、適用しないことができます。

机上におかせていただいています国の基準をご覧ください。先ほど申しました経過措置で、当分の間、省令第9条第2項、それから省令第10条第4項の説明をいたします。

省令第9条第2項設備の基準をお開きください。専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上。省令第10条第4項職員でございますが、一の支援の単位を構成する児童の数（集団の規模）は、おおむね40人以下ということでございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 補足説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

渡邊委員。

○副委員長（渡邊美穂委員） それは、意地悪な見方かもしれませんが、あえて省令第9条第2項と省令第10条第4項を外したということは、1人あたりの面積が担保できない可能性があるということであり、また、40人以上になることもあるという可能性もあるためにこれを経過措置として外したということなののでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 現状が児童1人あたりの面積が1.65平方メートルをクリアしていない学童がおります。それから現在児童の数が40人以下となっている学童もクリアしていません。おおむねこの基準につきましては5年を目処に計画的に改善していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 資料の方で質問させていただきたいのですが、これは省令第10条第3項になるところですね。放課後児童支援員さんのところで、都道府県知事が行う研修を終了したものでなければならないということで、1から9まで上がっているのですが、太宰府市としてはこの10条の1から9まであがっている部分に基づいてきちんと対応していけるというふうにお考えでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 太宰府市では指導員の資格というのがございまして、現在のところクリアをしているということでございます。今後につきましても指定管理者の方にクリアする形で指導してまいる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） その点で気になるのが、指定管理者との関係で、要は指定管理者側が資格を満たしていない人しか集まらなかったというようなことが仮に起こった場合にその辺のところの対応はというふうに進めていこうとお考えでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 指定管理者の研修等がございまして、そういったものをクリアしたものが、こちらの方の今申しております職員の資格になる研修でございますので、それでクリアできるかというふうに考えております。

○委員長（門田直樹委員） よいですか。

課長、私から。

ネットのURLがあるけれども、インターネットで開示というかいつでも見れる部分の資料ですよね。それで、10条の3項に1から9まであるけれども、どれかに該当すればよいということで、指定管理を受ける以上、そういうふうなことは、まず問題ないと思うのだけれども、ただ少なくともという意味で捉える内容だと思うのだけれども、内容があまりひどい、あるいは名板貸みたいじゃないですけど、そういう方がおられたりしても、大きな企業だから兼任で兼務とかいうことはないと思うけど、そういうふうなところというのは市の方がしっかりチェックをしていただければいいと思います。これは感想でございます。

ほかにございませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公正委員） 1点確認をさせていただきたいのですけれども。

指定管理者になる前は長期休暇中、例えば夏休みとか、そういうときにアルバイトの方を雇ったりしてやっていたと思うのですが、指定管理者になって、夏休み期間中とか、こういった支援員の条件を満たしていない人でも、最近雇ったりしてありますか。ちょっと確認させてください。

○委員長（門田直樹委員） 学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 指定管理者になりまして、確かに資格のない方も雇ったりしておりますけれども、指定管理業者の方が、大きな会社でございまして、資格を持った方を優先的に採用されていますので問題はないかというふうに考えております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで質疑を終わります。

次に意見交換を行います。意見等はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) これで、意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 採決を行います。

議案第62号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

○委員長(門田直樹委員) 全員挙手です。

従って、議案第60号については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

(可決 賛成5名 反対0名 午前10時37分)

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」

○委員長(門田直樹委員) 日程第10、議案第65号「平成26年度太宰府市一般会計補正予算(第6号)について」の当委員会所管分を議題とします。

お諮りします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思います。

また、補正の補足説明において、関連する項目として同時に説明したほうがわかりやすい別の補正項目については、あわせて説明をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

それでは、歳出の審査に入ります。

今回の補正第6号につきましては、人件費の補正が計上されております。

職員給与費全般として32、33ページの給与費明細書、及び16、17ページ1款1項1目議会費の職員給与費、2款1項1目総務管理費の職員給与費、16、17ページ1款1項1目議会費の職員給与費、2款1項1目総務管理費の職員給与費、26、27ページ10款1項2目教育総務費の職員給与費、28、29ページの10款4項1目社会教育費の職員給与費について、あわせて説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長(友田 浩) それでは、人件費に関するものでございますので、給与担当しております総務課の方からご説明をさせていただきます。

補正予算書の32、33ページの給与費明細と、条例新旧対照表の7ページと11ページをご覧くださいと思います。

今回の職員給与費の補正でございますが、平成26年度当初予算時にそれぞれの部署の職員数等を見込んで計上いたしておりましたが、その後の人事異動、機構改革に伴います人員配置、それと今回条例改正をお願いしております人事院勧告に基づきます給与改正に伴う増減を一括して計上させていただいております。

今回の給与改定の金額につきましては条例新旧対照表の7ページが現行の金額でございます、11ページ以降が新しい給与表になっております。ある階層では違う分もありますが、今回民間給与の比較につきましては0.3%下回っておりましたのでその分の、平均的に0.3%給料表の引き上げ改定をするものでございます。33ページの右上の期末手当、勤勉手当の欄でございますが、補正前は12月分が2.05でございましたが、今回の人事院勧告に基づきまして、この分を0.15改正しまして、2.20にして、年間トータル4.10にするという部分の改正で今回補正予算を各費目等で計上させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 今それぞれのところの一括という形で関連することになるかと思うのですが、自治体によっては臨時議会を開いてこの人事院勧告に対する関連する議案等の審査を行った自治体もあるようですけれども、今12月定例議会の中でこういう形で提案されて審査ですけれども、実務の部分が、庁舎の中できちんと対応できる状況でしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長。

○総務課長（友田 浩） 実務面の対応を考えまして、今回こういう形で。他団体では臨時議会を開催しているところもございますが、筑紫地区で統一した動きで、先ほど申しましたように差額支給という形での対応でさせていただいております。臨時議会をされました団体においては、通常の賞与支給の時に組み込んだ形ということでございますが、筑紫地区につきましては、今回増額でございますので、差額支給という形で対応させていただくためにこのような対応にさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書16、17ページをお開きください。2款1項1目、一般管理費、総務管理関係費について、説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） それでは、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費990総務管理関係費

1万5,000円の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づきます福岡県新型インフルエンザ対策行動が策定をされております。それを受けまして、太宰府市におきましても新型インフルエンザ等が発生した際に実施すべき具体的な対策について太宰府市新型インフルエンザ等行動計画を策定する必要があります。現在、策定に向けまして庁舎内で構成しております幹事会で論議しております。その後に対策本部会議を開催し、行動計画を策定いたします。対策本部会議の中には、民間の、今回太宰府の消防団長が入っております。年が明けまして1月から本部会議を開催する予定にしておりますので、この消防団長分の会議出席にかかります報酬、費用弁償2回分計上させていただきます。よろしくお願いいたします。

説明は、以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、2款1項7目、財産管理費について、説明をお願いします。

管財課長。

○管財課長（久保山元信） 細目991普通財産管理費15節の工事請負費、臨時工事費でございます。340万円でございます。本年の8月22日の大雨で、北谷地内にあります、県道筑紫野・古賀線沿いにありますけれども、市所有の山林が雨により、山の沢の部分が一部崩落し、下の方の民有地に土砂が流出しております。今回、防護策として法面の補修工事、土砂流出の防止を図るものがございます。土砂撤去につきましては9月当初に撤去させていただいております。工事箇所につきましては、北谷868番118、工事の概要といたしましては、延長が30メートルございまして、崩落個所の張芝工事、土砂流出防止の為の布団カゴの設置、また倒木等の撤去等の工事を予定しております。

説明は以上でございます。

よろしく、ご審議のほどお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

18ページ、19ページをお開きください。2款3項2目、賦課徴収費について説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（吉開恭一） 2款3項2目賦課徴収費の23節償還金、利子及び割引料の補正額400万円についてご説明申し上げます。

内容は、過誤納金還付金の不足見込み額についての補正でございます。

この件につきましては、上場株式の譲渡所得に係る個人市民税の還付や法人市民税の中間申告に係る高額還付の発生などにより、9月補正予算において、1,600万円を計上いたしたところでございます。

その時点におきましては、個人市民税及び法人市民税の還付見込額の総額を正確に把握することができていなかったため、明らかなものだけを計上しておりました。

その後、法人市民税の中間申告に伴う還付の追加額等が明らかとなりましたので、今後の支出見込額との不足分について増額のお願いをするものでございます。

なお、過誤納金還付金の予算につきましては現時点で既に不足額が生じており、予備費から270万円ほど充用をしている状況でございます。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

20、21ページをお開きください。3款2項4目、学童保育所費について説明をお願いします。  
学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 3款2項4目細目010学童保育所管理運営費23節償還金、利子及び割引料放課後児童健全育成事業費県補助金精算返還金 73万4,000円でございますが、この補助金につきましては、学童保育所の運営にかかります実際の支出額、これは食糧費を除きますが、これから保育料などの収入額を引いたものが、放課後児童クラブ運営費に係る経費として認められるようになっております。

それともう一方で、県が基準額というのをもっておりまして、この基準額と先程申しました経費のいずれか低い方の2/3が県補助金として出されるようになっております。

平成25年度におきましては、2,986万9,000円の県補助金の交付を受けておりましたが、25年度収支精算によりまして、補助額が2,913万5,000円に確定したことにより差額の73万4,000円を県に返還するものです。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

26ページ、27ページをお開きください。9款1項4目、災害対策費及び関連する歳入の補正項目について、あわせて説明をお願いします。

防災安全課長。

○防災安全課長（宮原広富美） 細目070災害対策関係費80万円の増額補正につきまして説明をさせていただきます。

福岡県におきまして、市町村が行います災害時の避難体制の整備に必要な経費に対しまして1避難所につきまして20万円以内の助成金を受けることができますので、各自治会に照会したところ、6つの自治会から希望がございましたので、11節需用費を22万円、18節備品購入費を58万円、増額補正をお願いするものでございます。

助成金の対象となるものとしましては、避難所運営や情報伝達、避難誘導に必要な資器材の購入費となっております。具体的には小型発電機や投光器、簡易トイレ、携帯用無線、拡声器、リヤカーなどの購入に対して助成をされるというふうなことでございます。

関連がございまして、歳入につきまして、補正予算書の12ページ、13ページをお開きいただきたいと思っております。15款県支出金2項県補助金、9目消防費県費補助金、市町村避難体制整備支援事業助成金（助成額、10割）を歳出と同額の80万円をここで計上をさせていただいております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 6つの自治会ということをおっしゃいましたけれども、差し障りないようでしたらこの自治会かお答えください。

○防災安全課長（宮原広富美） はい。連歌屋、五条、五条台、高雄、吉松、大佐野の6つでございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

28、29ページをお開きください。10款2項1目、及び10款3項1目学校管理費について説明をお願いします。

学校教育課長。

○学校教育課長（森木清二） 10款2項1目細目150小学校管理運営費11節需用費細節光熱水費でございますが、昨年4月からの九州電力の料金値上げにより電気料金の単価が上がったこと、また児童数増加に伴います学級数増（児童数71名増、学級数2クラス増）により電気料金が不足する見込みとなっております。電気料の補正と上下水道料金の補正と併せまして総額610万円を計上させていただきます。

10款3項1目細目150中学校管理運営費11節需用費細節光熱水費でございますが、小学校管理

運営費の補正と同様、電気料の補正と上下水道料金の補正と併せまして総額400万円を計上させていただきます。

不足の主な要因は、電気料では単価が上がったこと以外に扇風機の設置を平成25年度に行ったこと、上下水道料金では夏に行いました吊り天井工事の実施に伴い、プールの実施期間が延長されたことによるものです。

説明は以上です。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

同ページ、10款4項7目、文化財整備費について説明をお願いします。

文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 10款教育費4項社会教育費7目文化財整備費細目282史跡地管理事業費7節賃金67万5,000円につきまして、ご説明申し上げます。

史跡地の管理業務のうち、史跡地境の連歌屋、東観世の樹木伐採や樹木剪定の作業員賃金といたしまして、補正をお願いするものでございます。

続きまして同じく、10款4項7目細目283水城跡整備事業費13節委託料136万円につきまして、ご説明申し上げます。来年度からの水城跡の本格整備に向けまして、東門周辺の地質調査を含む地盤調査を実施する費用といたしましてお願いするものです。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 賃金のところでしょうかがいますけれども、伐採作業に係られる方が何人かということと、どのくらいの期間がかかるのか、その2点答弁をお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 文化財課長。

○文化財課長（菊武良一） 3名の方を30日で見込みをさせていただいております。単価7,500円でございます。

○委員長（門田直樹委員） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

30、31ページをお開きください。12款1項1目、公債償還元金について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 補正予算書30、31ページ、12款1項1目23節、償還金、利子および

割引料、細目330の公債費償還元金について説明をさせていただきます。

平成25年度決算剰余金約8億円のうち、1億円を9月補正で減債基金に積み立てたところですが、今後の市債借入の状況なども勘案いたしまして、今回その1億円を上限として市債の一部繰り上げ償還をするために公債費償還元金の増額補正を行うものでございます。

関連いたします歳入といたしまして、補正予算書12、13ページ、18款1項1目9節の減債基金繰入金、1億円をこの財源とすることとしております。

なお、この結果、平成26年度末の減債基金残高といたしましては、9,754万9,816円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは、次に歳入の審査に入ります。

補正予算書10、11ページをお開きください。14款2項5目、総務費国庫補助金について説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛志） 14款2項5目2節の総務管理費補助金についてご説明いたします。

この補助金はがんばる地域交付金として公共事業の負担権限を図るために交付されるもので、本年度1億2,845万3,000円で交付決定の内示を受けております。このうち3,000万円につきましては、9月補正（内々示の状態）で生活道路改良費への充当することでご承認いただいております。今回は残りの9,845万3,000円分につきまして、計上させていただきます。

充当先の内訳といたしましては2款1項7目細目992の庁舎維持管理費（臨時工事、庁舎アプローチ）に1,800万円、6款1項5目細目270の農業用施設整備費（臨時工事、松ヶ浦池改修）に2,000万円、8款4項2目公園事業費細目230公園整備費（公園改良工事、梅林アスレチックスポーツ公園人工芝化）に6,045万3,000円でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書12、13ページをお開きください。18款1項1目基金繰入金について、説明をお願いします。

経営企画課長。

○経営企画課長（山浦剛士） 18款1項1目10節の財政調整資金繰入金9,502万6,000円について、ご説明を申し上げます。

これにつきましては、今回の12月の補正財源調整といたしまして、財源調整資金を充てるも

のでございます。

なお、平成26年度末の財政調整資金残高といたしましては、31億2,108万1,411円となる予定でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

補正予算書5ページをお開きください。第2表繰越明許費、第3表、債務負担行為補正の審査に入ります。

第2表地区公民館施設整備補助事業、第3表の追加欄、最下段地区公民館施設整備補助金について、あわせて説明をお願いします。

中央公民館長兼市民図書館長。

○中央公民館長兼市民図書館長（木村幸代志） 補正予算書5ページ、第2表繰越明許費の10款教育費4項社会教育費事業名地区公民館施設整備補助事業費1,000万円について説明させていただきます。

これは平成26年度当初予算において地区公民館施設整備補助金2,800万円のうち、馬場区公民館の建て替えに伴う補助金1,000万円を繰り越すものです。公民館の建て替えに際に必要な発掘に時間がかかることから、平成26年度中の着工、完成は難しくなり、平成27年度に延びるようになったものです。

また関連しまして第3表債務負担行為補正の追加地区公民館施設整備補助金1,000万円について説明させていただきます。

これは、観世音寺区公民館が当初、平成27年度着工、完成で計画されていたのが、平成26年中に業者と契約を締結出来ることとなり、当初の計画より早まったことによるものです。市からの補助金の支出自体は完成後ですので平成27年度予算になるのですが、観世音寺区と業者の契約前に市が補助金支出の決定を行う必要があり、その予算根拠として債務負担行為を行うものです。

以上、第2表繰越明許費、及び第3表債務負担行為補正について、説明させていただきました。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 次に進みます。

第3表の追加欄、最上段市長車購入費及び2段目人事給与システム改修委託料について、あ



わせて説明をお願いします。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） それでは、補正予算書 5 ページ、第 3 表債務負担行為補正についてご説明いたします。

まず、今回新たに追加させていただくものから説明いたします。

市長車購入費限度額640万円について、現在の市長車ですが、車種はトヨタ社のクラウンマジェスタで、平成12年9月26日登録の車でございます。既に登録後14年経過しており、平成26年11月末現在で総走行距離も約12万キロメートルに達しております。

また、年間の走行距離もここ数年平均約9,500キロメートルと使用頻度も多くなっております。登録後、相当の年数が経過しており、修繕の頻度も多くなっておりますし、実際ここ数年で公務中におきまして車両の不具合で走行不能に陥りましたケースも数回発生している状況です。

このことから、次回の車検に合わせて買い替えが必要であると判断しておりますが、自動車メーカーからの情報では、発注から納期まで現在約半年の期間を有するとのことでございますので、2月から3月くらいで契約する必要がございます。来年9月には車検を控えており、二重の投資を避けるためにその前に買い替えを実施することが必要と判断をし、今回債務負担として計上させていただいたところでございます。

なお、買い替えの車種につきましては、現在の車種と同等のクラスで、環境にも配慮したハイブリット車への買い替えを検討しており、現在のハイオク仕様車に比べましても燃料面からは経費削減ができるのではないかと考えております。

次に、人事給与システム改修委託料216万円についてですが、年金制度の改正により、平成27年10月から公務員も厚生年金に加入することになり、いわゆる2階部分の年金は、厚生年金に統一することとされております。これに伴いまして、各職員が給料及び期末・勤勉手当より負担している保険料の算定基礎について、給料を基準に算定する手当率制から、厚生年金や国家公務員共済組合と同様標準報酬制に移行されます。この制度に対応するため、現在導入中の人事給与システムの改修を行うため計上するものでございます。事業年度は、平成26年度、27年度でございます。

○委員長（門田直樹委員） 説明は終わりました。

これらについて質疑はありませんか。

長谷川委員。

○委員（長谷川公正委員） ちょっと確認ですが、議長車はちょっとしたワンボックスタイプの車だと認識しているのですが、何故市長車はクラウンという高級車ではないといけないのか、例えば議長車同様のワゴン車的なワンボックスタイプではいけないのか、なぜその車種にならないといけないのかをお願いします。

○委員長（門田直樹委員） 総務課長

○総務課長（友田 浩） 今長谷川議員が言われました部分も検討はしましたが、同等の形の車が2

種類あるよりは、セダンタイプとワンボックスタイプ別々あったほうがお互いの事業の時に交互で使用ができるのではないかという判断をさせていただきました。そういうことで、タイプ的には議長車のエスティマクラスのタイプとは別の形を選んだということでございます。

以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

それでは私も市長車について、一言。

同じ会派の上議員が質疑しましたので、色々お答えいただいておりますが、確かに年数等或いは走行距離を見たらかえ時かもしれないという理解はできます。それからクラウンタイプというのも集まりの時の誘導などが、そういったものでないとなかなか理解してもらうのが難しいという話も聞いておりますので、それはわかるのですが、しかしながら、一般的には人間の感覚で行くと使えないことはない。あと、車検が50万円というのは凄く高いとは思いますが、それをやったとしても、あと2年乗れるのだったら考慮の余地はあったのでは。というのは、今度選挙挟んでますからね。どなたがまた市長になるのかしらないけれども、その辺のことも勘案すればここでわざわざ、そういうふうな方向で行く意見ばかりだったのかという疑問はあるのですけれどもね。色々そういうふうな協議も色々なことは考えられたのでしょ。

総務課長。

○総務課長（友田 浩） 選挙前ということで、色々なご意見が出るかなとは想定はしてはしましたが、先ほど言いましたように修理の回数が非常に多くなってきたという現状がございますので、やはり公務的に支障をきたすところを解消するために、選挙前ということではございますが。実際納車時期は新市長になってからになりますので、そこら辺からしっかり公務に支障がないようにという時期かなという判断をさせていただきました。

○委員長（門田直樹委員） 我々も聞かれたときにしっかり答えないといけないから、一応聞きました。

他によろしいでしょうか。

次に進みます。

第3表の追加欄、上から3段目選挙公報配布業務委託料（県知事・県議選挙）、及び廃止欄選挙公報配布業務委託料（県知事選挙）、及び変更欄全て、選挙運動ようポスター掲示場管理等委託料（県知事・県議選挙）、選挙公報印刷料（市長・市議選挙）、選挙公報配布業務委託料（市長・市議選挙）、選挙運動ようポスター掲示場管理等委託料（市長・市議選挙）について、あわせて説明をお願いします。

選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（友田 浩） 次に、「選挙公報配布業務委託料（県知事・県議選挙）」62万円でございますが、下記の廃止も関連しております。現在、まだ未制定でございますが、来年4月に実施されます福岡県議会議員一般選挙から、条例を制定し選挙公報を発行するとの情報が県選挙管理委員会からありましたので、配布業務委託料を計上するものでございます。

事業年度は、平成26年度～平成27年度でございます。

続きまして、変更の4件についてですが、いずれも昨今の労務賃や作業賃の値上がり等を考慮し、増額させていただくものでございます。事業年度に変更はありません。

説明は以上でございます。

○委員長（門田直樹委員） これらについて質疑はありませんか。

藤井委員。

○委員（藤井雅之委員） 変更部分のところは全て人件費ということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（門田直樹委員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（友田 浩） その部分でというふうに考えております。

○委員（藤井雅之委員） それに関連する質問なのか、聞くところを悩むところではありますが、前もって聞かせていただければ。

例えば各種公費負担の関係がありますよね。ポスターだったり、ガソリンだったりとか。そういう部分の基準の見直し等がされるのかされないのか含めて、もしお答えいただけるようだったら教えていただきたいと思います。

○委員長（門田直樹委員） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（友田 浩） 公費負担条例の部分につきましては、筑紫地区でも情報交換をしておりますが、変更の動きはございません。現状の金額のままでいかせていただくということで考えております。

○委員長（門田直樹委員） よろしいですか。

それでは、当委員会所管分の補正全般について、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） 以上で本案に対する説明、質疑は終わりました。

これから意見交換を行います。意見等はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで意見交換を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） これで、討論を終わります。

採決を行います。

議案第65号の当委員会所管分について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

○委員長（門田直樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第65号の当委員会所管分については、原案のとおり可決するものと決定し

ました。

〈原案可決 賛成 5 名 反対 0 名 午前11時09分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第11 陳情第7号 中学校の専任司書に関する陳情書

○委員長（門田直樹委員） 日程第11 陳情第7号 中学校の専任司書に関する陳情書を議題といたします。

ここで提出者の意見を聞きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） それでは提出者の方、前の方に出ていただいて。

○提出者（中村 優子） お時間いただいております。ありがとうございます。

今回陳情書を提出いたしましたことと本との豊かな出会いを願う会の中村と申します。

陳情書ですけれども中学校の専任司書配置に関する陳情書を提出いたしました。

小学校と同じように、市内の全中学校に専任の学校司書を配置していただきとしております。

その理由といたしまして、一昨年、市議会に専任の学校司書の配置を請願いたしました。全会一致で可決し、平成27年度、これは国ですけれども学校司書の法制化にさきがけて、平成25年度より全小学校に司書が配置され、中学校においては市民図書館の方より司書の巡回が始まっております。

しかし、各小学校に司書が一人配置されているのに比べ、中学校では事務補助員が図書館業務を兼任されています。

市民図書館から派遣されている司書は、市民図書館での業務もあり、時間も限られている中で、十分な学校図書館の支援ができないのが現状です。

学校図書館の役割といたしまして、2つ役割がございます。

学校図書館はこれまでの読書中心の図書室から、読書センターとそれと学習情報センターの2つの機能をもつ学校図書館に大きく変わろうとしています。そのため、学校図書館には利用できる新しい本、蔵書ですけれども、そちらをたくさん置き、そして子供たちの読書、学習を支援する学校司書を置くことも必要とされています。

その中で、学習、情報センターとしての学校図書館であるために中学生になれば、どの教科もより詳しい知識が必要になります。また、ある程度自分で調べ学習をする時間が多くなるため、図書館の専門知識をもつ学校司書が常駐していれば、いつでも目的に応じた資料を揃えることができます。

さらに、自分で資料を探す力があれば、その力を伸ばすための助言を得ることができると考えられます。

それから、読書センターとしての学校図書館であるために、小学校よりも複雑な人間関係の中、多感な時期の子どもの心に寄り添う存在、相談できる大人としての学校司書の存在は大きい

と思われます。

昨今、いじめや不登校といった問題を抱える学校において、本を通しての心の回復、静かに読書ができる、自主的に学習ができる場所は必要不可欠です。

勉強や部活に多忙になり、悩みも増える中学生生活において、時として本を読み、心を耕すことも必要です。本の好みが偏りやすくなる思春期に、違う目線で自分にあつた本を手渡してくれる存在があれば、世界観が広がり、心の糧になります。

あと、添付している資料の中ですけれども、2014年6月20日、国会の方で学校図書館法が改正されました。その改正法は、学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付けて、学校に置くように努めること、それから学校には司書教諭のほかに学校司書を置いて学校司書の資質の向上を図るために実施も行うこと、そのようになっております。それから太宰府市におきましては、子供の読書活動推進に関する法律に基づいて太宰府市子供読書活動推進計画を策定されています。この計画は家庭、保育所、幼稚園、学校、市民図書館が子供たちに係る場所で子供たちの読書環境づくりに努めるとされています。その中から抜粋しております。中学生、高校生は世界観が広がりに応じた多感な興味、関心に沿った内容の読書へ誘うことで考える力をはぐくみ、人生を豊かにする読書が出来るように環境整備や情報提供に努めます、というように太宰府市の子供読書活動推進計画はされています。

あと、もう一つですけれども、国の文部科学省の方で学校図書館を充実する施策があります。これは5カ年計画です。その中には学校図書館を充実するために新しい本を多く購入するというので、年間200億円が計上されています。それから、その本を購入して蔵書を増やし、管理をするために学校図書を置くための予算といたしまして、年間約150億円が出ております。もしよろしかったらこの財源も是非活用して中学校への専任の学校司書の配置をお願いしたいと思っております。

以上のことをふまえ、学校図書館に司書が常駐してこそ、自主的に読書活動ができ、子どもの成長を支える読書環境作りが、完成されるのではないかと私たちは考えます。

よろしくご検討をお願いします。

○委員長（門田直樹委員） ありがとうございます。

議員の方から、ご意見はありませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（門田直樹委員） ありがとうございます。

それでは、日程第11、陳情第7号を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（門田直樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました案件の審査は、すべて終了いたしました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告、及び閉会中の委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(門田直樹委員) 異議なしと認め、委員会の審査内容と結果の報告、委員派遣承認要求書の提出につきましては、委員長に一任することに決定しました。

これをもちまして、総務文教常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時17分

~~~~~○~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

平成27年2月18日

総務文教常任委員会 委員長 門 田 直 樹